

# いわて建設業振興中期プラン 2023

令和5年3月  
岩手県

# 目次

はじめに	1
1 プランの概要	2
(1) 策定の目的	2
(2) 本プランの位置付け	2
(3) 計画期間	2
(4) 対象	2
(5) 策定方法	2
2 県内建設業を取り巻く情勢と課題	3
(1) 建設業を取り巻く情勢	3
① 県内建設業の現状	3
② 復旧・復興事業等の状況	8
③ 担い手の確保・育成に向けた取組状況	8
④ 働き方改革の実現に向けた取組状況	9
⑤ 建設DXの推進	10
⑥ 自然災害等の頻発化	11
⑦ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策推進	11
(2) 前回プランにおける取組の評価	12
(3) 課題	14
3 地域の建設企業が目指すべき姿	16
4 目指すべき姿を実現していくための6つの施策	17
施策1 担い手の確保・育成	17
施策2 働き方改革の推進	18
施策3 生産性の向上	18
施策4 経営力の強化	18
施策5 自然災害等への体制の確保	18
施策6 建設投資額の確保	18
5 施策の実現に向けた取組	19
(1) プランにおける具体的取組	19
(2) 取組の目標	30
(3) プランの推進	31

## ○ はじめに

令和元年度（平成 31 年度）から令和 4 年度までを計画期間とする「いわて建設業振興中期プラン 2019」（以下「前回プラン」という。）は、東日本大震災津波、平成 28 年台風第 10 号災害からの復旧・復興への取組を進めるとともに、県内建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、県、建設企業、建設業団体が中期的に取り組む内容を示し、その実現に向けた取組を共に展開していくこととして策定しました。

東日本大震災津波からの復旧・復興は、三陸沿岸道路等の復興道路が令和 3 年 12 月までに全線開通したほか、防潮堤等の津波防災施設については、延長ベースの整備率が令和 4 年 3 月末時点で 98.3%となるなど、着実に進みました。

復旧・復興事業の進捗に伴い、建設投資額は減少しましたが、令和 3 年度以降の公共事業費（県土整備部）は、震災前の平成 22 年度を上回る規模を確保しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行や、ウクライナ危機等社会経済情勢の変化の中で、働き方改革の推進、建設DXの推進、資材価格高騰対策、SDGs 達成に向けた取組など、建設業界を取り巻く様々な課題が浮き彫りとなっています。また、本プランの期間（令和 5 年度～令和 8 年度）中には、就業者の減少と高齢化の進行に伴う一層の担い手不足や、激甚化・頻発化する自然災害や家畜伝染病発生への対応の増加が予想されます。

こうした中、地域の建設企業は、社会資本の整備の担い手であるとともに、維持管理や災害時緊急対応、さらには、地域経済を支える役割も有していることから、「地域の守り手」としての建設企業に対する期待は、より一層大きなものとなっています。

このような課題を踏まえ、建設企業が今後とも地域の期待に応えていくためには、まずは、建設業に従事する方々の働きやすさや働きがいを高めることにより、担い手を確保していく必要があります。その実現に向けては、生産性の向上、多様な働き方の推進、人材育成などが重要です。

本プランは、建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、県、建設企業、建設業団体が今後 4 年間で一体的に取り組む施策をとりまとめたものであり、「いわて県民計画（2019～2028）」第 2 期アクションプランとあわせて推進することで、実効性を高めていきます。

# 1 プランの概要

## (1) 策定の目的

県内建設企業が、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、目指すべき姿を明らかにし、その実現のため、県、建設企業、建設業団体が中期的に取り組む内容を示すものです。

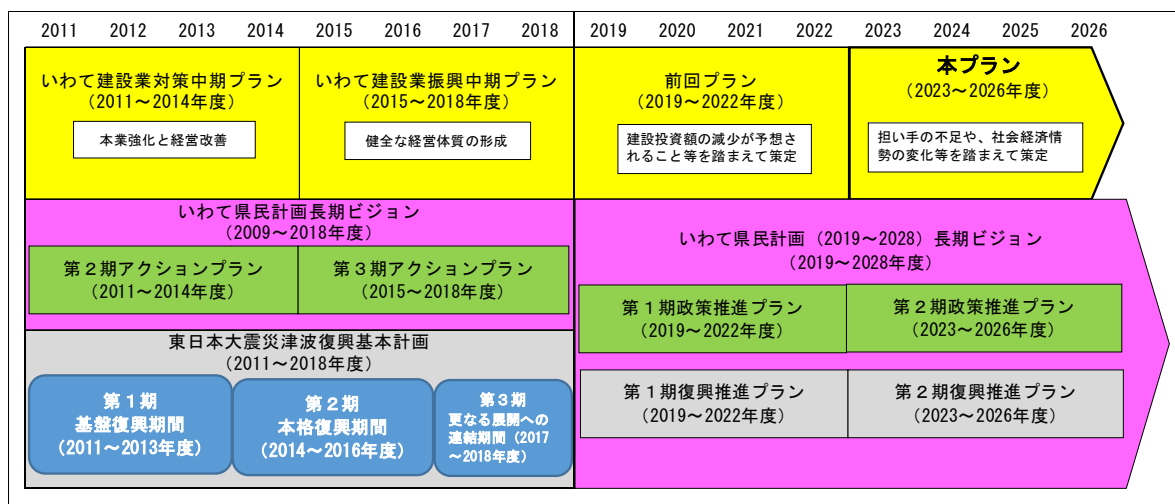
## (2) 本プランの位置付け

本プランは、県政全般を対象とした「いわて県民計画（2019～2028）」の建設業振興に関係する分野を推進するためのプランと位置付けています。

## (3) 計画期間

「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランと同一の期間である、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

### 【本プラン、いわて県民計画等の構成及び期間】



## (4) 対象

本プランでは、建設業許可の有無にかかわらず、また、土木・建築等の工事の種類や公共・民間工事の別にかかわらず、建設業を営む者を広く対象とします。

また、測量、地質調査、建設コンサルタント等の建設関連業を営む者も対象とします。

## (5) 策定方法

学識経験者や経済団体・建設業団体の代表者等により組織する「次期いわて建設業振興中期プラン検討委員会」を令和4年8月に設置し、3回の検討委員会での意見や各建設業関係団体からの要望、パブリック・コメントなどを踏まえ策定したものです。

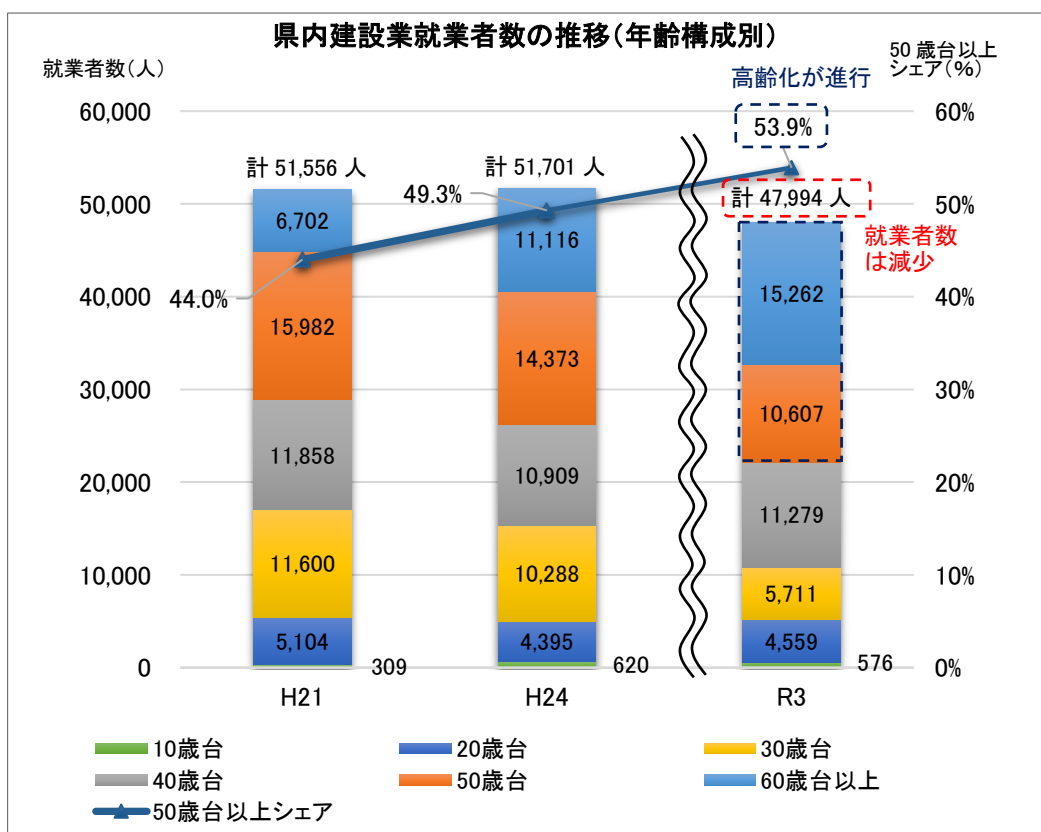
## 2 県内建設業を取り巻く情勢と課題

### (1) 建設業を取り巻く情勢

#### ① 県内建設業の現状

##### ア 建設業の就業者数

- ・ 「経済センサス活動調査」によると、県内建設業の就業者数は、平成 16 年度の 62,545 人から平成 21 年度に 51,556 人まで減少。その後も徐々に減少し、令和 3 年度は 47,994 人となっています。産業別構成比率は、平成 21 年度に 10%を下回り、令和 3 年度には 9.3%となっています。
- ・ 「令和 3 年度岩手県建設業構造実態調査」(県建設技術振興課)によると、県内建設企業の年齢構成は、50 歳台以上の占める割合が 53.9%と就業者の高齢化が進行しています。
- ・ 「令和 2 年国勢調査」(総務省統計局)によると、県内建設業就業者における女性の割合は 14.6%となっており、県内全産業の 45.4%や製造業の 37.9%を大きく下回っています。また、建設業の全国平均である 17.6%よりも下回っています。

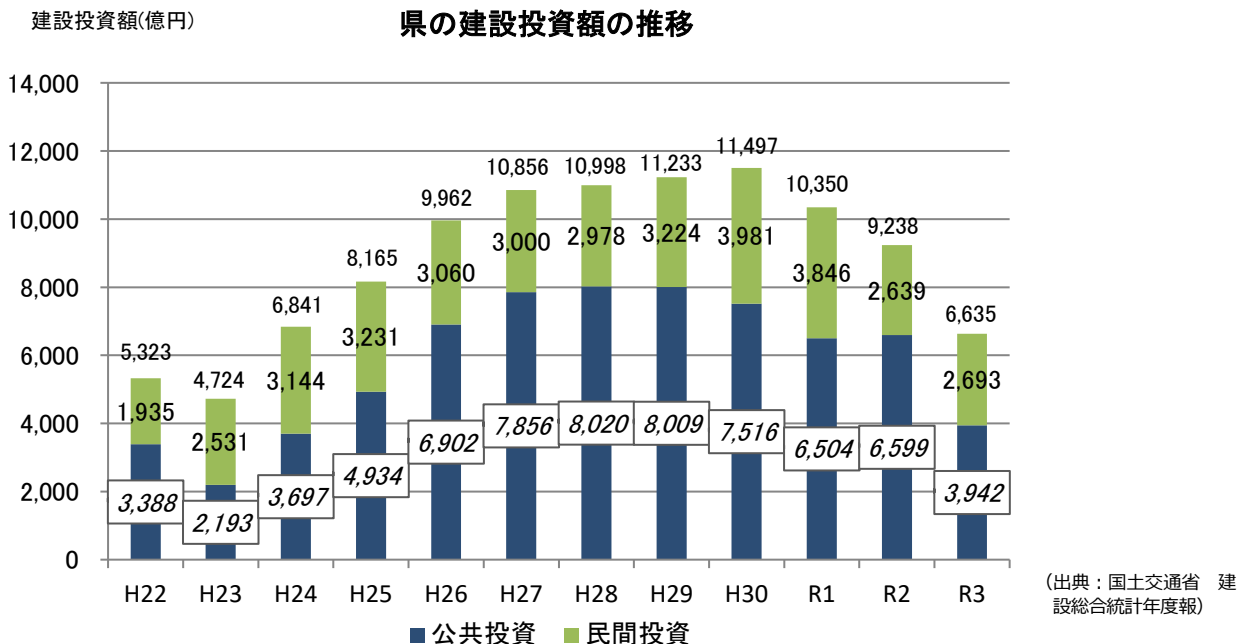


(出典 経済センサス活動調査、岩手県建設業構造実態調査)

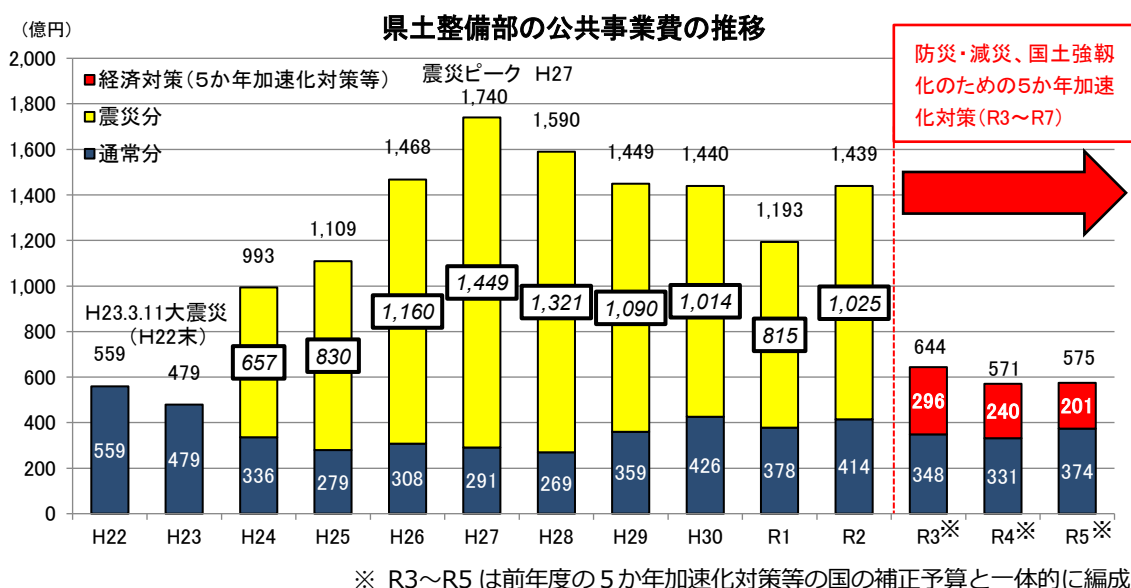
※年齢構成ごとの人数は、経済センサス活動調査の就業者数計に岩手県建設業構造実態調査による年齢構成割合をかけて推計値として算出。

## イ 建設投資額の推移等と建設業許可業者数

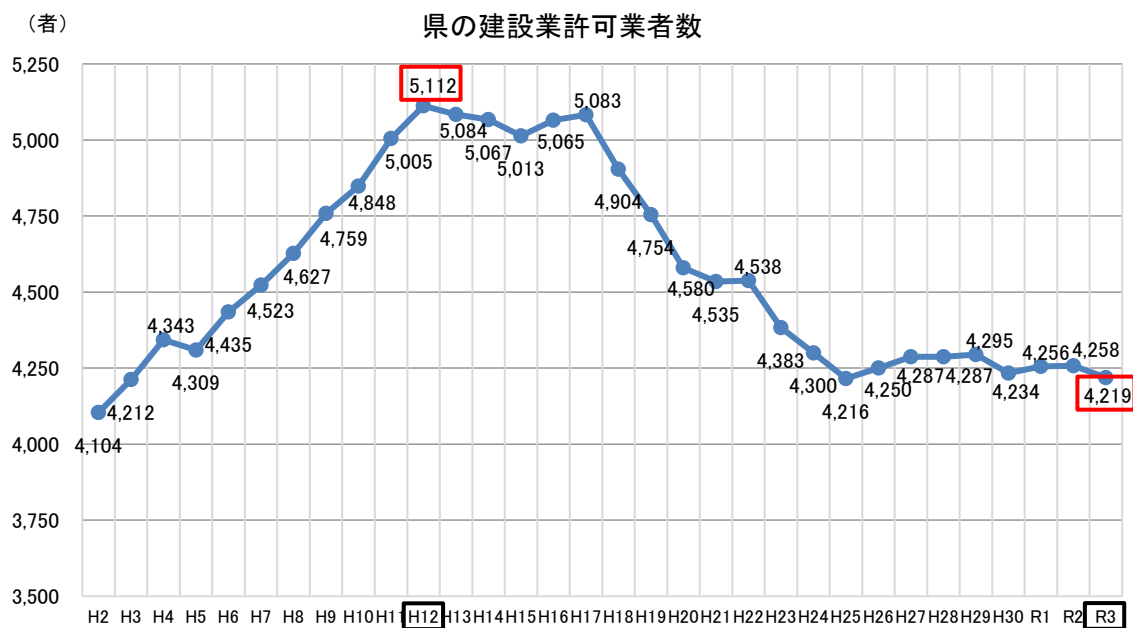
- ・ 復旧・復興事業が概ね完了したことに伴い、県内の建設投資額は、平成30年度の1兆1,497億円をピークに減少しましたが、令和3年度では6,635億円と震災前の平成22年度の5,323億円を上回る規模となっています。



- ・ 国では、令和2年12月11日に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」について、令和3年度からの5年間、おおむね15兆円程度を目途とした事業規模で国土強靱化を推進しています。
- ・ 県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の活用により、令和5年度の公共事業費（県土整備部）は575億円と震災前（平成22年度）の当初予算559億円を上回る事業費を確保しています。



- 県内の建設業許可業者数は、平成12年度の5,112者をピークに減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいの状況にあり、令和3年度では4,219者となっています。

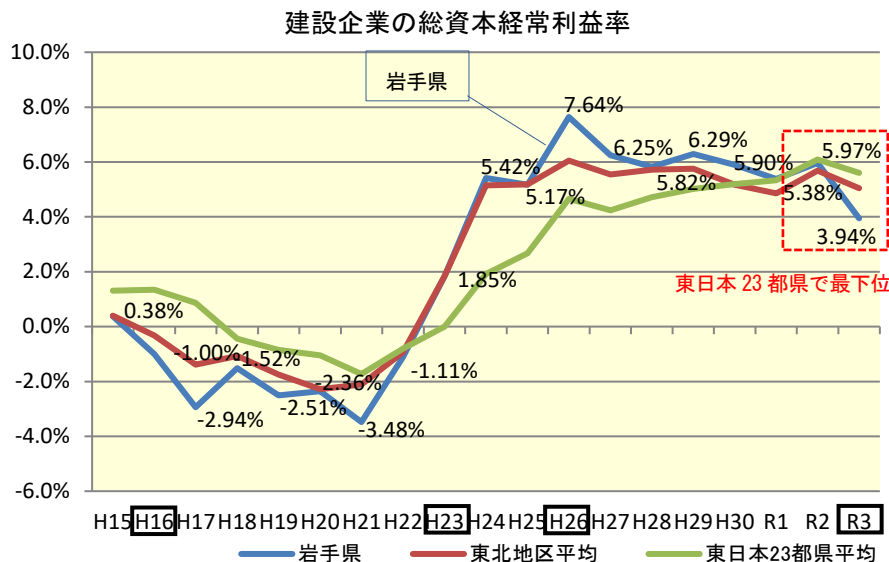


(出典 (一財) 建設業情報管理センター 建設業/建設産業に係る数値データ集)

## ウ 建設企業の経営状況

### ・ 総資本経常利益率

「建設業の財務統計指標」（東日本建設業保証株式会社）によると、県内建設企業（令和3年度の対象は673者）の総資本経常利益率は、平成16年度からマイナスに落ち込み、平成22年度まで東日本23都県平均を下回って推移していました。平成23年度からは、プラスに転じ、東日本23都県平均及び東北平均を上回り、平成26年度は7.64%まで増加しましたが、令和3年度は3.94%に減少し、東日本23都県で最下位となりました。

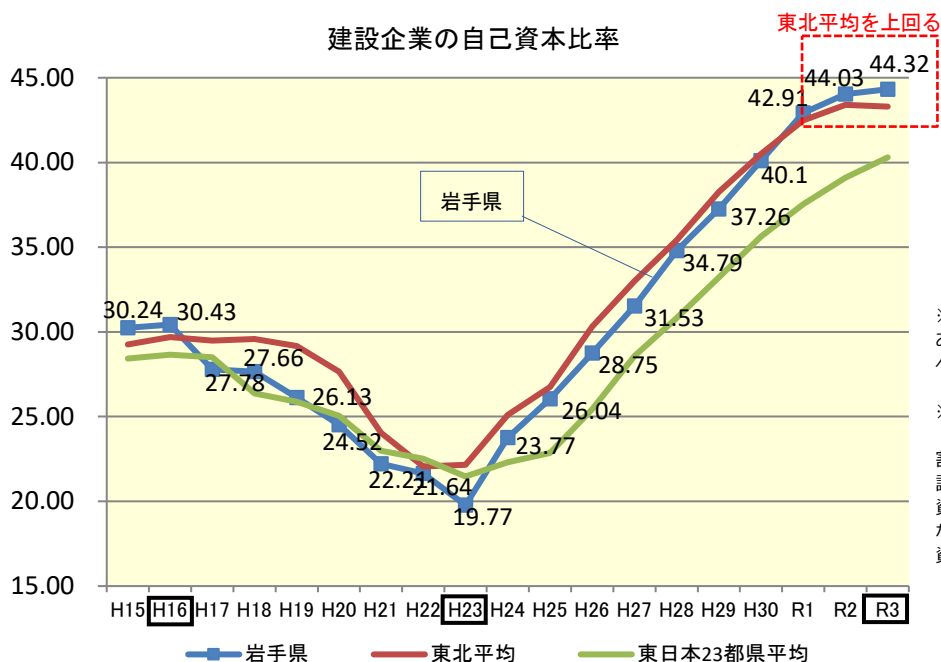


（出典：東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」）  
 ※ H21年以前は単純平均であり参考値（建設技術振興課調べ）

※ 総資本経常利益率  
 企業が経営活動のために投下した総資本に対して、どれだけの経常的な利益を上げたかを表している。企業の収益力を総合的に表す重要な比率。算式：経常利益／総資本×100（%）

### ・ 自己資本比率

「建設業の財務統計指標」（東日本建設業保証株式会社）によると、県内建設企業の自己資本比率は、平成16年度以降減少し、平成23年度は最も低い19.77%となりました。平成23年度以降は、プラスに転じて東日本23都県平均を上回り、令和3年度は44.32%となり、東北平均を上回っています。



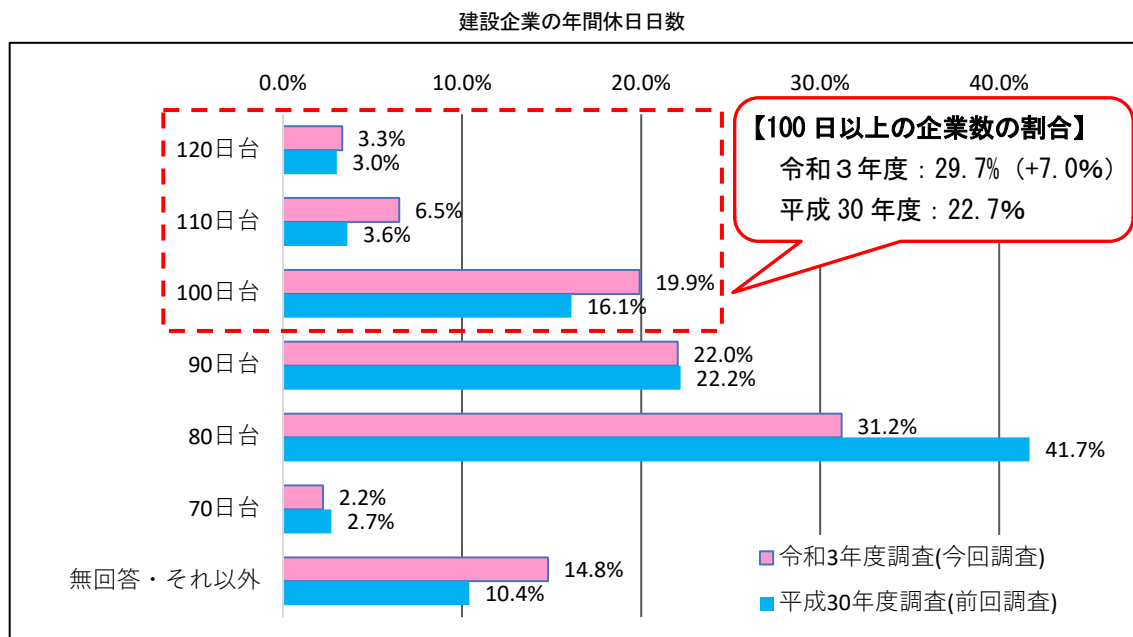
（出典：東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」）  
 ※ H21年以前は単純平均であり参考値（建設技術振興課調べ）

※ 自己資本比率  
 総資本に対する自己資本の割合を表している。企業資本の調達源泉の健全性、とりわけ資本蓄積の度合いを表す重要な比率。算式：自己資本／総資本×100（%）



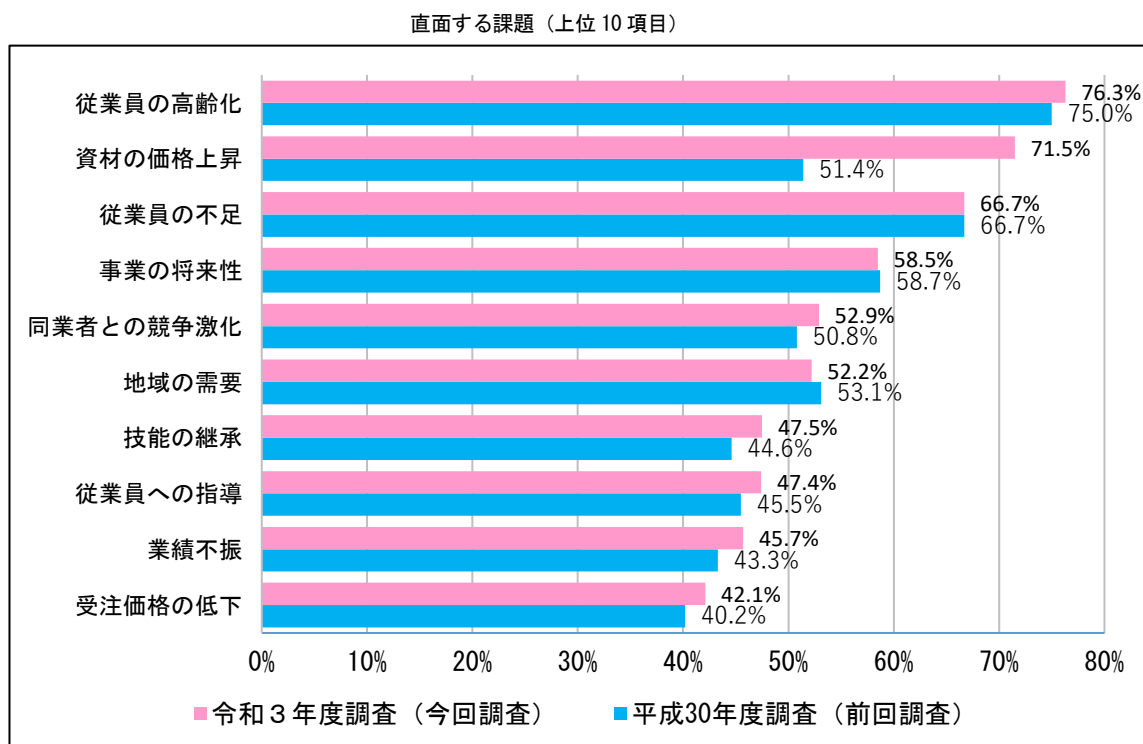
## エ 建設企業の休日の状況

「令和3年度岩手県建設業構造実態調査」（県建設技術振興課）によると、建設企業の年間休日日数は、前回調査（平成30年度）と比べて徐々に改善がみられるものの、80日台の企業数の割合が31.2%と多くを占め、4週8休に相当する年間休日日数100日以上の企業は29.7%、完全週休2日制を導入した場合の日数となる120日台の企業は3.3%にとどまっています。



## オ 建設企業が直面する課題

「令和3年度岩手県建設業構造実態調査」（県建設技術振興課）によると、建設企業が直面する課題は、回答の割合が高い順から、「従業員の高齢化」（76.3%）、「資材の価格上昇」（71.5%）、「従業員の不足」（66.7%）、「事業の将来性」（58.5%）となっており、資材の価格上昇が、前回調査（平成30年度）と比べて大きく増加しています。



## ② 復旧・復興事業等の状況

- ・ 県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「岩手県東日本大震災津波復興計画」による復興の目指す姿「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を引き継ぎ、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を復興の柱として掲げ、復興の取組を進めてきました。
- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興事業は、市町村が行う復興まちづくり（面整備）事業による宅地造成が令和2年12月までに完了したほか、三陸沿岸道路等の復興道路が令和3年12月までに全線開通し、防潮堤等の津波防災施設については、延長ベースの整備率が令和4年3月末時点で98.3%となるなど、復興の総仕上げに向けて着実に進んでいます。
- ・ 平成28年台風第10号災害や令和元年台風第19号災害は、沿岸部を中心に、河川の氾濫や土砂災害が発生し、治水安全度を向上させるための河川改修や、砂防堰堤の整備について、一日も早い完成を目指し進めています。
- ・ 建設企業は、東日本大震災津波や台風災害発生直後から、道路の啓開作業、損壊した道路や橋梁等の応急工事等に従事し、復旧・復興事業の推進についても、オール岩手の体制で取り組んできました。  
早期に復旧・復興を成し遂げるためには、地域の実情に精通した建設企業が必要不可欠であることが改めて認識されました。

## ③ 担い手の確保・育成に向けた取組状況

### ア 新・担い手3法の成立

平成26年に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）と建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）を一体として改正し、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した「担い手3法」が成立し、この施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング防止対策の強化など、様々な取組が進められました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、建設業の長時間労働の是正など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応し、これまでの成果を更に充実するため、令和元年6月、国では、「新・担い手3法」として、再び品確法と建設業法・入契法を改正しました。

## イ 建設業における主な取組

建設業においては、長時間労働是正に向けた週休2日工事の実施拡大や適正な工期設定を推進するとともに、技能者の資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積し、技能者の能力や経験に応じて処遇改善につなげる建設キャリアアップシステム（CCUS<sup>※1</sup>）の普及・拡大や、社会保険未加入対策等の取組が行われています。

また、「いわて建設業みらいフォーラム」の開催等による建設業の魅力や働きがいの発信、「けんせつ小町部会」の活動や提言による若者・女性が働きやすい環境整備等の促進、「建設業担い手育成支援動画」の発信等によるイメージアップ等の取組が行われています。

### 建設キャリアアップシステム（CCUS）の概念図



(出典 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課HP)

## ④ 働き方改革の実現に向けた取組状況

### ア 働き方改革関連法の成立

企業経営者は、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年5日は時季を指定して取得させることが必要になりました。

また、時間外労働の上限規制については、設計監理等の土木建築サービス業では平成31年4月から（中小企業は1年間猶予）適用され、建設業では、令和6年4月から適用されることになりました。

### イ 建設業における主な取組

建設業に従事する誰もが働きやすい現場環境を実現するため、長時間労働是正に向けた週休2日工事の実施・拡大や適正な工期設定、ウィークリースタンス<sup>※2</sup>等の取組を推進するとともに、工事施工中における受発注者間の情報共有システムであるASP<sup>※3</sup>や建設現場監視システム等による施工管理の効率化に向けた環境整備の取組が行われています。

※1 CCUS：将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的として、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み。

※2 ウィークリースタンス：受発注者間相互の1週間のルールやスタンスを目標として定めるもの。

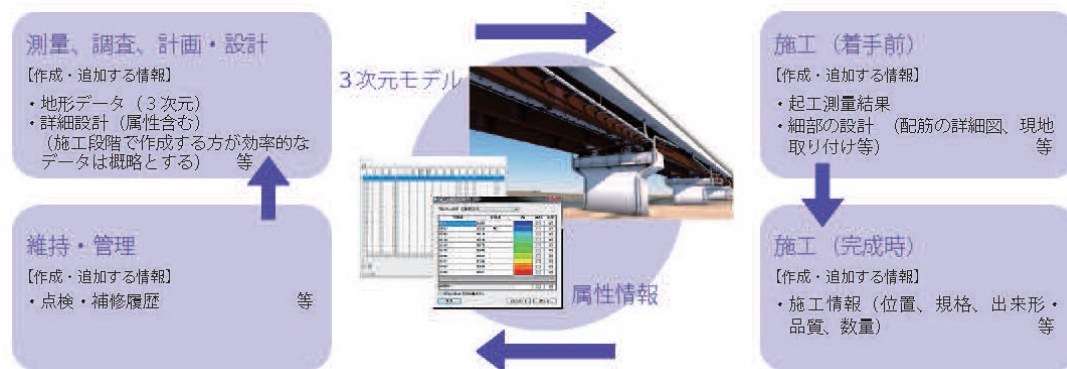
※3 ASP：公共工事における受注者、発注者間のやり取りや工事書類の作成について、WEBを通して行うシステムであり、「工事帳票の処理の迅速化」、「日程調整の効率化」、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」等を図り、工事の生産性向上につなげるもの。

## ⑤ 建設DXの推進

- 国土交通省では、社会経済情勢の変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革することにより、インフラへの国民理解を促進し、安全・安心で豊かな生活を実現するため、省横断的に取組を推進しています。
- 県においても、これまでのICT技術の全面的な活用等によるi-Constructionの取組を更に進めるとともに、建設生産システムの計画、調査、設計、施工、管理の各段階において情報を共有することにより、効率的で質の高い建設生産・管理システムを構築するBIM/CIM<sup>※4</sup> (Building/ Construction Information Modeling, Management) の活用、発注者と受注者の情報共有の円滑化のためのASPの積極的活用など、デジタル技術の普及・拡大に伴う「建設DX (Digital Transformation)」の推進により、生産性の向上を図っています。

また、建設従事者の高齢化の進行や令和6年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制等を踏まえ、担い手確保や働き方改革、生産性の向上を進めていく必要があることから、県では、「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプランにおいて、生産性向上の取組として、インフラ分野のDXの推進を位置付けているところです。

### BIM/CIMの概念図



(出典 国土交通省BIM/CIM事例集から抜粋)

※4 BIM/CIM: 計画、調査、設計段階から3次元モデル(3次元で描画された形状モデル)を導入することにより、その後の施工、維持管理の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図る仕組み。

## ⑥ 自然災害等の頻発化

- 近年、全国的に、地震災害、集中豪雨等による洪水・土砂災害、大雪災害等が頻発しています。県内でも、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号、令和4年7月、8月の大雨による災害が発生しています。

災害発生直後の応急対応や災害復旧に当たっては、建設企業はもとより、建設コンサルタント等の調査設計を担う建設関連企業も重要な役割を果たしています。災害発生時には、県と建設業団体が締結した協定に基づき、道路啓開等の応急対応が行われることとなっていますが、平成30年度と比較して協定の締結企業数は減少しています。

災害協定の締結企業数

地区（土木部、土木センター）		盛岡岩手	奥州	花巻遠野	北上	一関千厩	釜石	大船渡	宮古	岩泉	久慈	二戸	計
企業数	①令和4年4月末時点	102	51	69	45	61	22	44	34	18	43	38	527
	②平成30年4月末時点	103	52	69	56	61	22	49	33	19	44	40	548
増減（①—②）		-1	-1	0	-11	0	0	-5	+1	-1	-1	-2	-21

（出典：県建設技術振興課調べ）

- 県内での高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）等の家畜伝染病発生時には、建設企業の迅速な防疫対応により、感染拡大を防ぐとともに、県民の安全・安心な生活の確保に大きく寄与しています。

このように、地域の建設企業が、「地域の守り手」として、県民の安全・安心な暮らしを守ることができるよう、災害等発生時に即応できる体制を確保、維持していくとともに、今後も地域の生活を支える社会基盤を守っていけるよう、優れた技術力や人材・機材等を保有した施工体制の確保が必要となっています。

- 自然災害から県民の暮らしを守るためには、河道掘削や河川改修、砂防施設の整備、災害に強い道路ネットワークを構築するための道路の整備などについて、今後も計画的に進めていくことが必要です。

## ⑦ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策推進

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本県では、いわて県民計画（2019～2028）の推進・取組の展開を通して、持続可能な社会の構築に取り組んでおり、本プランにおいてもSDGsとの関連性を踏まえて施策を推進します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 前回プランにおける取組の評価

前回プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）は、復旧・復興への取組を進めるとともに、災害時の緊急対応や除雪などの維持管理等の役割を担う建設企業が、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、5つの施策と12の項目に体系化し、具体的な取組を展開していく内容としていました。

施策の体系

5つの施策	12の項目
1 建設投資額の確保	① 建設投資額の確保
2 安定的な経営環境の確立	② 本業の強化、適切な受注環境の整備 ③ 複業化・新分野への進出 ④ 企業後継者の確保・育成、廃業・合併時の支援
3 生産性の向上と適切な施工の確保	⑤ i-Construction等の推進 ⑥ 技術の研鑽、新技術・新工法の開発 ⑦ 改正品確法等への対応
4 働き方改革による担い手の確保・育成	⑧ 若者・女性等の入職促進・定着 ⑨ 建設業の魅力伝播・イメージアップ
5 災害と維持管理への体制確保	⑩ 自然災害への対応 ⑪ 維持管理への対応 ⑫ 地域貢献活動の推進

本プランで取り組む施策等を検討するために、前回プランの取組について、以下のとおり評価しました。

### 施策1 建設投資額の確保

- ・ 県土整備部の令和3・4年度の公共事業費は、国庫補助事業（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等）を積極的に活用することにより、震災前の平成22年度を上回る規模を確保しました。
- ・ 公共事業費の安定的・持続的な確保及び直轄事業の整備推進等に係る国への要望を毎年度実施しています。
- ・ 建設業の安定的な経営や生産性の向上等への取組を進めるためには、公共事業予算の安定的な確保が重要であることから、今後とも、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含めた公共事業費の確保に係る国への要望を行っていくことが必要です。

### 施策2 安定的な経営環境の確立

- ・ 入札契約制度改善の取組として、ダンピング防止対策の実施のほか、工事の総合評価落札方式における地域精通度<sup>※5</sup>やICT活用工事の実績等の評価を追加するなどの見直しを行いました。
- ・ 岩手県建設業協会が設置する経営支援センターに経営指導コーディネーターを配置して、経営や新分野進出等に関する延べ1,000件以上の相談に対応したほか、経営革新のための講座開催や、新分野進出企業の表彰等を実施しました。
- ・ 計画期間中における平均落札率は90%台が維持されています。
- ・ 農林水産業やサービス業等の建設業以外の分野への参入による経営多角化も進められました。合併支援制度の活用については、2件にとどまりました。

※5 地域精通度：総合評価落札方式の評価項目であり、本県では、「地域内拠点の有無」、「災害活動の実績等」、「雇用対策の実績」、「無償奉仕活動の実績」、「維持修繕業務等の実績」、「災害応急工事の実績（災害復旧工事中）」、「船舶の所有状況（海上・海中工事中）」を設定。

- ・ 県内建設企業の自己資本比率については、令和3年度に44.3%となり、目標としていた東北平均（43.3%）を上回りました。
- ・ 総資本経常利益率は、令和3年度に3.94%まで減少し、東日本23都県で最下位となりました。
- ・ 今後においても、経営指導や適切な受注環境の整備等の取組が重要になることから、取組に係る周知の強化や入札契約制度の適正な運用と適時適切な改善を行いながら、前回プランの取組の方向性を継続していくことが必要です。

### 施策3 生産性の向上と適切な施工の確保

- ・ ICT技術者の育成等を目的として、講習会や現場見学会を開催したほか、ICT活用工事については、令和3年4月からの発注者指定型<sup>※6</sup>の導入などにより、累計実施件数は、平成30年度末の27件から令和3年度末には73件に達し、目標としていた50件を上回りました。
- ・ 技術力等に優れる建設企業を表彰する優良県営建設工事及び優良下請企業表彰を実施し、技術力の強化への取組を促進するとともに、表彰企業に対し、入札参加資格審査及び総合評価落札方式において評価しました。
- ・ 法令違反を行った業者等に対しては、建設業法に基づく営業停止命令等の監督処分を厳正に実施しました。
- ・ ICTの活用をはじめとする生産性向上に向けた取組状況には、企業間の格差が生じているなどの課題も明らかとなっています。
- ・ 今後は、働き方改革関連法への対応や人材確保・育成の観点からも、ICTの活用等による生産性の向上は、より一層重要になります。そのため、前回プランの取組を強化していくほか、BIM/CIMの活用の拡大等の建設DXの推進とともに、適切な施工の確保に向けた取組の継続が必要です。

### 施策4 働き方改革による担い手の確保・育成

- ・ 県内の工業高校等の生徒を対象とした「いわて建設業みらいフォーラム」の開催や、高校生との協働による橋梁点検の実施など、教育機関と連携を図りながら、若者の建設業への入職促進に向けた取組を実施しました。
- ・ CCUS活用モデル工事について、令和4年10月に導入しました。
- ・ 若手・女性技術者を配置する工事について、総合評価落札方式により評価することとしたほか、週休2日工事については、令和3年4月からの発注者指定型の導入などにより、実施・拡大を図ってきたところですが、4週8休に相当する年間休日数100日以上企業の割合は令和3年度末時点で29.7%と十分に定着していない状況であるため、週休2日工事の拡大に向けた取組の継続が必要です。
- ・ 建設企業における若者の定着についてのアンケート結果では、約4分の1の企業は定着の度合いが低いと感じている状況であるほか、県内建設業就業者における女性の割合は、他産業と比較して大幅に低いことから、若手・女性の入職・定着促進は、より一層重要となります。

※6 発注者指定型：発注者があらかじめ特記仕様書等により特定の施工方法等を指定する方式。

## 施策5 災害と維持管理への体制確保

- ・ 自然災害や家畜伝染病等の危機管理事案への対応を円滑に行うため、業界団体と連携した情報伝達訓練等を実施しました。
- ・ 地域の守り手である県内建設企業の維持・補修の技術向上を目的とした講習会を開催しました。
- ・ 「岩手県公共施設等総合管理計画<sup>※7</sup>」に基づき策定した個別施設計画により、長寿命化を図るための施設の修繕、老朽化対策を実施しました。
- ・ 度重なる台風災害からの復旧・復興や家畜伝染病発生時の迅速な防疫対応において、重要な役割を果たした地域の建設企業や建設関連企業は、改めて「地域の守り手」として必要不可欠な存在であることが認識されました。
- ・ 全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、県内においても甚大な自然災害が再び発生する可能性があることから、地域の建設企業が災害や家畜伝染病発生時に即応できる体制の確保・維持が、より一層重要となります。

### (3) 課題

県内建設業を取り巻く情勢及び前回プランにおける取組の評価を踏まえ、今後、求められる課題を以下のとおり整理しました。

#### 課題1 若者や女性等の担い手の確保・育成

県内建設業では、就業者が減少しているとともに、高齢化が進行しており、また、女性の割合は、他産業と比較して大幅に低い状況です。これらのことから、若者・女性の入職促進や、若者や女性から見ても魅力ある職場環境づくりを進めるとともに、建設業のより一層のイメージアップ等が必要です。

#### 課題2 働き方改革の推進

建設業では週休2日制が十分に定着していない状況であり、休日確保に向けた一層の取組やワークリースタンス等の推進により、建設業に従事する誰もが働きやすい現場環境の創出や建設業の「新3K」（給料・休暇・希望）の環境実現が必要です。

#### 課題3 生産性の向上

担い手不足となっている現状や今後のSociety5.0<sup>※8</sup>時代の到来、デジタル田園都市国家構想<sup>※9</sup>の実現を見据え、ICTの活用を推進するとともに、建設DXの推進により、生産性の向上に向けた取組をより一層拡大していくことが必要です。

---

※7 岩手県公共施設等総合管理計画：公共施設等の計画的な更新や長寿命化と併せ、コスト縮減や財政負担の平準化などの長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するための計画。

※8 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※9 デジタル田園都市国家構想：「心ゆたかな暮らし」(Well-Being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現していく構想であり、「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域に届けていくことを目指すもの。



#### **課題4 社会経済情勢の変化に応じた経営力の強化**

地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害や家畜伝染病発生時の緊急対応等の役割を果たしていくためには、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの社会経済情勢の変化にも対応しながら、経営力・営業力の強化や、建設企業の技術研鑽等による技術力の強化等が必要です。

#### **課題5 頻発する自然災害等への体制の確保**

自然災害の激甚化・頻発化や家畜伝染病の多発を踏まえ、県民の安全・安心な暮らしを守ることができるよう、地域の建設企業が災害発生時に即応できる体制の確保・維持が必要です。

#### **課題6 建設投資額の確保**

自然災害等から県民の暮らしを守り、また、産業や観光振興の基盤となる社会資本整備を計画的に進めていくことや、県民の生活を支える社会基盤を守り、次世代にその資産をつなげていくためには、建設投資額の確保は重要な課題です。

県内建設業は、就業者数の減少と高齢化が進行し、今後見込まれる大量退職による担い手不足の深刻化への対応が喫緊の課題であり、その解決のためには、担い手の確保とともに、働き方改革や生産性の向上が必要です。

このため、本プランでは、課題1「若者や女性等の担い手の確保・育成」、課題2「働き方改革の推進」、課題3「生産性の向上」を重点事項として取り組んでいきます。

これら重点事項を含め、課題4「社会経済情勢の変化に応じた経営力の強化」、課題5「頻発する自然災害等への体制の確保」を進めていくためには、課題6「建設投資額の確保」が枢要であり、今後とも必要な公共事業費の確保に注力するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、継続して国土強靱化や老朽化対策が進められるよう国に働きかけていきます。

#### 【建設企業が目指すべき姿】

**県民の豊かで安全・安心な暮らしを創り、守る、  
県民の幸福の追求をしっかりと支える建設企業**

これまで、地域の建設企業は、道路や防災施設等の社会資本の整備、企業活動を支える民間建設工事の施工、災害発生時の対応やインフラの維持管理などの、建設企業でなければ対応することのできない活動等により、社会基盤を支え、県民の安全・安心で豊かな暮らしの実現に重要な役割を果たしてきました。

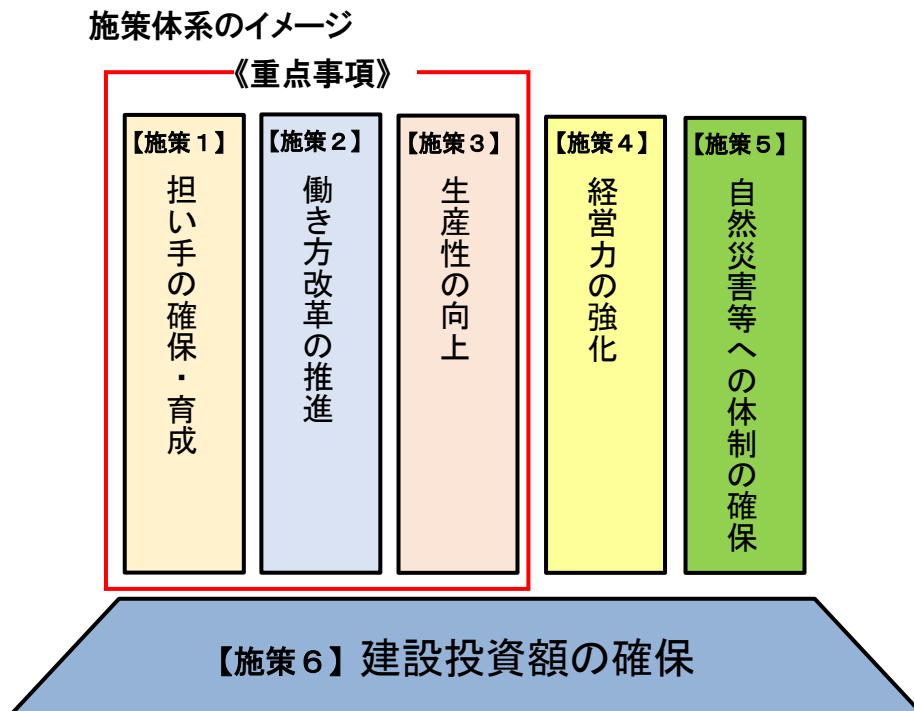
一方で、建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていくためには、前述の6つの課題も踏まえ、今まで以上に地域づくりと地域の守り手としての視点が重要になると考えます。

地域の建設企業が、良質な社会資本や民間建築物を造る、地域の経済や雇用を支える、地域を災害から守る、インフラを守り次の世代につなげるといった、地域の安全・安心な暮らしを守り、県民が幸福を追求していくことができる社会の実現に寄与することが、地域の建設企業が目指すべき姿と考えます。

## 4 目指すべき姿を実現していくための6つの施策

本プランの期間中に、地域の建設企業が目指すべき姿を実現するための施策を掲げ、県、建設企業、建設業団体が協働して取り組んでいきます。

施策の体系は、前述の課題等を踏まえ、「施策1 担い手の確保・育成」・「施策2 働き方改革の推進」・「施策3 生産性の向上」を重点事項とし、「施策4 経営力の強化」、「施策5 自然災害等への体制の確保」、そして、これらの施策を下支えする「施策6 建設投資額の確保」の6つの施策で構成しています。



また、これらの具体的な取組として13の項目に体系化します。

なお、これらの施策は、相互に補完し合い、取組の効果を高める関係となっています。

### 施策1 担い手の確保・育成

項目① 若者・女性等の入職促進・定着

項目② 建設業の魅力伝播・イメージアップ

将来の建設業界を支えていく担い手を確保・育成するため、現場環境の改善への支援のほか、入職促進等に積極的に取り組む企業の評価等により若者や女性等の入職を促進します。

また、建設業への入職の動機付けのため、フォーラム等の開催や、生徒のみならず、その保護者や教職員への働きかけを通して「新3K」（給料・休暇・希望）に「かっこいい」を加えた「新4K」の実現を目指す産業であることをPRするなど、建設業で働く魅力や県民の豊かで安全・安心な暮らしを支える重要な役割を多くの人に伝える機会を設けることにより、建設業のより一層のイメージアップを進めます。

## 施策2 働き方改革の推進

### 項目③ 働きやすい現場環境の実現

### 項目④ 現場の後方支援体制の整備

令和6年4月から建設業に適用される時間外労働の上限規制への対応に向けた働き方改革をより一層推進するため、週休2日や施工時期の平準化等の働きやすい現場環境に資する取組のほか、現場を支える後方支援体制の整備等を行います。

## 施策3 生産性の向上

### 項目⑤ ICT活用の推進

### 項目⑥ 建設DXの推進

建設企業が経営体力を維持し、社会的使命を果たしていくためには、一人ひとりの生産性向上が求められます。

このため、ICTの活用のより一層の推進とともに、3次元データを用いたBIM/CIM活用業務の拡大や、遠隔臨場システムやASP等のリモート化・電子化等の建設DXの推進を図ります。

## 施策4 経営力の強化

### 項目⑦ 本業の強化

### 項目⑧ 適切な受注環境の整備と関係法令への対応

### 項目⑨ 複業化・合併等への支援

社会経済情勢の変化の中においても、将来にわたり、建設企業が存続できるよう、経営力と技術力の強化が必要であることから、講座等の開催をはじめ、新技術・新工法の開発及び利用促進や、入札契約制度の適正な運用と改善やコンプライアンスの取組等による適切な受注環境の整備等を推進します。

また、業態拡大や新分野への進出等の経営の多角化や、企業後継者確保・合併等への支援も引き続き行います。

## 施策5 自然災害等への体制の確保

### 項目⑩ 自然災害等への対応

### 項目⑪ 地域社会の維持

### 項目⑫ 地域貢献活動の推進

地域の社会インフラの状況等に精通した建設企業による災害等発生時の迅速な対応や維持管理、着実に除雪ができる体制を将来にわたり確保できるよう支援します。

また、優れたオペレーターの確保や機材保有等の施工体制を維持できる環境の整備を進めます。

さらに、日頃からの災害対応訓練への参加等も含めた地域貢献活動をより一層推進します。

## 施策6 建設投資額の確保

### 項目⑬ 建設投資額の確保

地域の安全・安心な暮らしを創り、守り続けるための事業量の計画的な確保や民間の建設投資を呼び込むための産業振興に資する社会資本整備など、建設投資額の確保に向けた取組を進めます。

また、橋梁やトンネルなどのインフラ施設の計画的な更新等を進めます。

## 5 施策の実現に向けた取組

### (1) プランにおける具体的取組

施策の実現に向けた取組は、県による支援や取組だけでなく、建設企業や建設業団体による主体的な取組も必要不可欠であることから、県、建設企業、建設業団体が連携・協力、役割分担の上、具体的な取組を展開していきます。

6つの施策	13の項目	県の取組	企業・団体の取組
1 担い手の確保・育成	① 若者・女性等の入職促進・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラム等による若者の入職促進への支援</li> <li>・職場・現場の環境改善への支援</li> <li>・入職促進・定着に取り組む企業の評価</li> <li>・CCUSの普及・拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手・女性等の入職促進に向けた取組</li> <li>・CCUSの活用の推進</li> </ul>
	② 建設業の魅力伝播・イメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の魅力伝播・イメージアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の魅力伝播・イメージアップ</li> </ul>
2 働き方改革の推進	③ 働きやすい現場環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の週休2日の拡大</li> <li>・施工時期の平準化</li> <li>・ウィークリースタンスの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の週休2日の拡大</li> <li>・時間外労働の上限規制への対応</li> </ul>
	④ 現場の後方支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援体制の整備への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援体制の整備</li> </ul>
3 生産性の向上	⑤ ICT活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用工事の発注</li> <li>・ICT活用の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用工事の実施</li> </ul>
	⑥ 建設DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIM/CIMの活用の拡大</li> <li>・リモート化・電子化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIM/CIM活用業務等の実施</li> <li>・リモート化・電子化の積極的活用</li> </ul>
4 経営力の強化	⑦ 本業の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業の経営強化への支援</li> <li>・建設企業の技術力の評価</li> <li>・新技術・新工法の活用支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営力・営業力の向上</li> <li>・建設企業の技術研鑽</li> <li>・新技術・新工法の活用</li> </ul>
	⑧ 適切な受注環境の整備と関係法令への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札契約制度の適正な運用と改善</li> <li>・改正品確法等の浸透</li> <li>・コンプライアンスの取組</li> <li>・県や市町村技術職員の研修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業関係法令の遵守</li> <li>・コンプライアンスの取組</li> <li>・従業員の育成</li> </ul>
	⑨ 複業化・合併等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の複業化（新分野進出等）への支援</li> <li>・企業の事業承継への支援</li> <li>・企業合併等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の複業化（新分野進出等）の検討、実施</li> <li>・企業の事業承継の取組</li> <li>・企業の合併検討、実施</li> </ul>
5 自然災害等への体制の確保	⑩ 自然災害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保</li> <li>・建設機械やオペレーター等の維持への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保</li> <li>・建設機械やオペレーター等の維持</li> </ul>
	⑪ 地域社会の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の維持管理の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の維持管理への対応</li> </ul>
	⑫ 地域貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動の実施</li> </ul>
6 建設投資額の確保	⑬ 建設投資額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の推進</li> <li>・計画的な更新等の実施</li> <li>・民間建設投資に資する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の創出</li> <li>・インフラ施設の維持管理への対応</li> </ul>

## 施策1 担い手の確保・育成



### 項目① 若者・女性等の入職促進・定着

#### 県の取組

##### 【フォーラム等による若者の入職促進への支援】

- ・ 県内の工業高校・普通高校や中学校の生徒に加え、その保護者を対象とし、「いわて建設業みらいフォーラム」や現場見学会の開催のほか、高校生との協働による橋梁点検の実施など、教育機関と連携を図りながら、若者の建設業への入職促進に向けた取組を実施します。
- ・ 就職情報サイトや情報誌による県内企業の情報発信、「岩手U・Iターンクラブ」に加盟する全国の大学による学生への就職情報の提供等により、県内建設企業へのU・Iターン就職についても支援します。
- ・ いわて女性の活躍促進連携会議における「けんせつ小町部会」と連携し、県内の高校生等を対象に、建設業の魅力ややりがい、労働環境を直接伝え、意見交換する機会を創出することにより、建設業への理解を醸成し入職促進を図ります。[新規]

##### 【職場・現場の環境改善への支援】

- ・ 「けんせつ小町部会」の取組により建設業への女性の入職促進・定着に向け、従業員のスキルアップや職場環境改善につながる現場見学会・講習会を実施します。
- ・ 快適トイレの導入に必要となる費用の工事費への計上に加え、ICT機器やパワーアシストスーツ等の導入を促進し、女性が働きやすい現場環境の整備に向けた取組を支援します。[新規]
- ・ ASPや建設現場監視システム等の活用を促進し、現場へ出ることなく自宅や社内で働けるなど、誰もが働きやすい職場環境の整備に向けた取組を支援します。[新規]

##### 【入職促進・定着に取り組む企業の評価】

- ・ 新卒者の継続雇用を行った建設企業について、県営建設工事競争入札参加資格審査において評価します。
- ・ 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証や「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」の認定を受けた企業について、県営建設工事競争入札参加資格審査基準や総合評価落札方式において評価します。
- ・ 若手・女性技術者の配置工事について、総合評価落札方式において評価します。

##### 【CCUSの普及・拡大】

- ・ 技能労働者の処遇改善や現場管理の効率化、外国人材の適正な就労環境の確保に必要なCCUSについて、CCUS活用モデル工事の運用により効果や課題を把握の上、業界団体との意見交換を重ねながら普及・拡大に取り組みます。

#### 企業・団体に期待される取組

##### 【若手・女性等の入職促進に向けた取組】

- ・ 学校訪問や職場体験、インターンシップの受入れなど、より一層の建設業の魅力向上につながる情報発信
- ・ 地元学生、地元出身学生の雇用拡大
- ・ いわて女性活躍認定企業等の取得や快適トイレの導入など、女性が働きやすい職場環境の改善に向けた取組
- ・ 就職情報サイト等への企業情報や求人情報の登録、就職イベントへの参加、企業独自の情報発信など、U・Iターン就職の促進に向けた取組

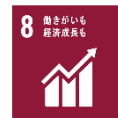
##### 【CCUSの活用の推進】

- ・ CCUSの理解促進と導入に向けた取組

## 項目② 建設業の魅力伝播・イメージアップ

県の取組
<p><b>【建設業の魅力伝播・イメージアップ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ テレビやホームページなど様々な広報媒体を活用し、建設業の魅力を広く情報発信します。</li><li>・ 県内の工業高校・普通高校の生徒などを対象とした「いわて建設業みらいフォーラム」を開催し、建設業の魅力を情報発信します。[再掲]</li><li>・ 現場見学会等の開催の対象を高等学校・中学校の生徒に加え、その保護者や教職員へ拡大し、より一層の入職促進につながる効果的なイベント等の開催・情報発信を展開します。[新規]</li><li>・ 鳥インフルエンザ等の発生時の対応や、脱炭素化に寄与する建設現場における廃棄物のリサイクル等の取組など、建設企業の重要性や社会貢献について、広く情報発信していきます。[新規]</li><li>・ 現場環境改善費を工事価格に計上し、現場見学会の開催やPR看板の設置など、工事現場のイメージアップに資する取組を推進します。</li><li>・ 地域貢献活動の内容に応じ、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において評価します。</li></ul>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【建設業の魅力伝播・イメージアップ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校訪問、職場体験、インターンシップの受入れなど、より一層の建設業の魅力向上につながる情報発信 [再掲]</li><li>・ 現場見学会の開催やPR看板の設置など、建設業のイメージアップにつながる取組</li><li>・ 地域に根差した建設企業として、イメージアップにつながる地域貢献活動の実施</li></ul>

## 施策2 働き方改革の推進



### 項目③ 働きやすい現場環境の実現

県の取組
<p><b>【工事現場の週休2日の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場の週休2日の実績について、総合評価落札方式や工事施工成績評定において評価します。</li> <li>・ 週休2日制普及促進キャンペーン等の実施を通じて、民間工事も含めた建設現場における週休2日制の更なる拡大を図ります。[新規]</li> </ul> <p><b>【施工時期の平準化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行など、予算執行上の工夫により、発注や施工時期の平準化を推進します。</li> <li>・ 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工期の余裕期間を設定します。</li> </ul> <p><b>【ウィークリースタンスの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業の業務環境等の改善に向けたウィークリースタンスについて、更なる浸透を図り、ワークライフバランスを推進します。[新規]</li> </ul>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【工事現場の週休2日の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場での週休2日の推進</li> </ul> <p><b>【時間外労働の上限規制への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年単位の変形労働時間制の活用などによる労働時間短縮に向けた取組[新規]</li> <li>・ 有給休暇の取得促進[新規]</li> </ul>

### 項目④ 現場の後方支援体制の整備

県の取組
<p><b>【後方支援体制の整備への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働時間削減を目的として、クラウドサービスを活用したシステムの導入や、DXを推進する人材の育成を支援します。[新規]</li> <li>・ ASPや建設現場監視システム等の活用を促進し、現場で働く技術者を自宅や会社から支える環境の整備に向けた取組を支援します。[新規] [再掲]</li> <li>・ 建設企業等で事務職に従事する方を対象に、現場監督や現場管理をバックヤード（後方）から支援するスキルを学ぶ講習会等の実施など、現場事務の後方支援として活躍できる人材の育成を支援します。[新規]</li> </ul>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【後方支援体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場の支援につながるシステム等の導入[新規]</li> <li>・ 建設ディレクター<sup>※10</sup>等の事務職の人材活用[新規]</li> </ul>

※10 建設ディレクター：一般社団法人建設ディレクター協会が主催する育成コースを受講した人が有する資格であり、ITスキルとコミュニケーションスキルで、オフィスと現場をつなぎ、主に現場担当者の書類業務を担うことで、長時間労働の軽減や、現場担当者が本来の業務である品質管理や人材育成、技術の継承に集中出来る環境を整えることを目的とした職域。



### 施策3 生産性の向上



#### 項目⑤ ICT活用の推進

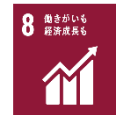
県の取組
<p><b>【ICT活用工事の発注】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の内容に応じて、発注者指定型による発注を推進し、ICT活用工事の拡大を図ります。[新規]</li> <li>・ 国の状況を注視しながら、県営建設工事におけるICT施工の対象工種を拡大し、ICT活用工事を促進します。[新規]</li> </ul> <p><b>【ICT活用の支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ICTサポーター認定制度<sup>※11</sup>」を広く周知し、企業のICT活用を促進します。[新規]</li> <li>・ ICT建機の操作研修会・現場見学会等を開催し、ICT技術に係る人材育成を推進します。[新規]</li> <li>・ ICT建機や3D測量機器等の導入を促進し、建設現場へのICT活用の普及を図ります。[新規]</li> </ul>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【ICT活用工事の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の育成や機材の整備など、ICT活用工事の拡大に向けた取組のより一層の推進</li> </ul>

#### 項目⑥ 建設DXの推進

県の取組
<p><b>【BIM/CIMの活用の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3次元モデルや3D設計CADデータ等を作成するための設計ソフトウェアの導入を促進し、BIM/CIM活用業務の拡大を図ります。[新規]</li> <li>・ 設計段階におけるBIM/CIM活用を推進するとともに、施工や維持管理への連携についても検討します。[新規]</li> </ul> <p><b>【リモート化・電子化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔臨場システムやAI機能を活用した技術等の導入と活用を促進し、工事受注者の移動時間・コストの削減を図ります。[新規]</li> <li>・ ASPの使用を原則とし、省力化を図ります。[新規]</li> <li>・ 労働時間削減を目的として、クラウドサービスを活用したシステムの導入の促進や、DXを推進する人材の育成を支援し、生産性向上を図ります。[新規][再掲]</li> <li>・ 令和5年1月から運用開始された建設業許可・経営事項審査の電子申請システムの周知等により利用を促進し、手続きの簡素化を図ります。[新規]</li> </ul>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【BIM/CIM活用業務等の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の育成やソフトウェア等の導入など、BIM/CIMのための体制整備 [新規]</li> </ul> <p><b>【リモート化・電子化の積極的活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔臨場システムや建設業許可等の電子システムの導入・活用を推進 [新規]</li> </ul>

※11 ICTサポーター認定制度：地元建設企業等が抱える疑問や課題などについて、技術支援やアドバイスをすることで更なる生産性向上を図ることを目的に、国土交通省東北地方整備局が、ICTやデジタル技術のノウハウを有する企業等をICTサポーターとして認定。

## 施策4 経営力の強化



### 項目⑦ 本業の強化

県の取組
<p><b>【本業の経営強化への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理能力の向上等経営力強化を目的とした講座等を開催し、経営者及び従業員の経営改善に対する意識啓発を図ります。</li> <li>経営指導コーディネーター<sup>※12</sup>による経営相談を実施するとともに、経営の安定、技術力の強化、企業再建等に活用できる各種の施策や融資制度について情報提供を行います。</li> <li>経営革新アドバイザー<sup>※13</sup>派遣による経営診断を実施し、経営改善計画の策定等を支援します。</li> </ul> <p><b>【建設企業の技術力の評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業の施工技術の向上を目的とし、優良な県営建設工事及び優良下請企業を表彰するとともに、広く周知を図り技術力の強化への取組を促します。</li> <li>優良工事等の表彰企業を県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において評価します。</li> </ul> <p><b>【新技術・新工法の活用支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業が考案した新技術や新工法について、公共事業等での活用が可能か審査した上で登録を行い、登録した内容や実際に活用した工事での評価結果をホームページなどで広く周知を図り、各種事業における活用を促進します。</li> <li>企業協同研究モデル事業により、本業における新技術・新工法の共同研究に取り組む企業を支援します。</li> <li>建設業経営力強化支援事業により、本業における新技術・新工法の研究・開発や、企業が開発した製品・技術等の販路開拓に取り組む企業を支援します。</li> <li>建設業新分野進出等表彰を行い、建設分野における新技術・新工法の開発等の先進的で優良な取組を表彰するとともに、広く周知を図り、活用を促進します。</li> </ul> <p><b>[新規]</b></p>
企業・団体に期待される取組
<p><b>【経営力・営業力の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種講習会への参加や積算能力、技術力の向上など、建設企業の経営力や営業力の向上につながる取組</li> </ul> <p><b>【建設企業の技術研鑽】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業における、より品質の高い技術の研鑽</li> </ul> <p><b>【新技術・新工法の活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事における、新技術・新工法の開発・活用</li> </ul>

※12 経営指導コーディネーター：経営支援センターに配置するコーディネーター。

※13 経営革新アドバイザー：建設企業の要請に基づき経営支援センターが派遣する、経営改善や人材育成などを専門とするアドバイザー。

## 項目⑧ 適切な受注環境の整備と関係法令への対応

### 県の取組

#### 【入札契約制度の適正な運用と改善】

- ・ 県営建設工事競争入札参加資格審査基準の見直しを検討し、地域に根差し地域社会から信頼される技術力と経営力に優れた建設企業を評価できる制度を整備します。
- ・ 建設業地域懇談会の開催等により、建設関係団体から広く意見を聴取しながら、入札契約制度の適正な運用と適時適切な見直しを行います。

#### 【改正品確法等の浸透】

- ・ 品確法の基本理念である「公共工事の品質確保」、「担い手の中長期的な育成・確保」、「多様な入札契約方式の導入・活用」について、研修会等を通じ行政職員や建設企業の従業員への浸透を図ります。
- ・ 品確法の趣旨を踏まえ、労務費・原材料費・エネルギーコスト等の取引価格を適切に反映した請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を実施します。【新規】
- ・ 建設業法等の関係法令の改正について、研修会等を通じた情報提供や相談対応を行うなど、県や市町村、建設企業が適正に対応できるよう内容の浸透を図ります。
- ・ 出入国管理法の改正に伴う外国人材の活用について、建設業関係団体等と情報共有や意見交換を行いながら必要な対応を検討します。
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、工事における廃棄物の排出抑制や再資源化・再生建設資材の積極的な使用を促進し、脱炭素社会の実現に貢献します。

#### 【コンプライアンスの取組】

- ・ 暴力団の排除の徹底、経営事項審査及び建設業許可の厳正な審査に取り組みます。
- ・ 下請取引に係る調査等の取組を強化し、適正を欠く元請下請取引等の違法行為を行う建設企業の指導・監督を行い、その是正に取り組みます。
- ・ コンプライアンスの取組状況に応じ、県営建設工事競争入札参加資格審査基準において減点評価にするなど、取組の更なる浸透を図ります。

#### 【県や市町村技術職員の研修等】

- ・ 適切な施工の確保に向け、県や市町村職員の工事監督能力の向上を目的とした研修会等を開催します。
- ・ 各広域振興局土木部及び土木センター並びに建設技術振興課に設置している県営建設工事執行相談室において、県営建設工事に関する受注者からの疑問や相談に対応し、円滑かつ効率的な工事の執行を支援します。

### 企業・団体に期待される取組

#### 【建設業関係法令の遵守】

- ・ 建設業法や関係法令の理解促進と法令遵守に向けた取組

#### 【コンプライアンスの取組】

- ・ 地域社会から信頼される企業となるため、企業・団体におけるコンプライアンス確立の取組

#### 【従業員の育成】

- ・ 建設業法や関係法令の理解促進と法令遵守に向けた取組[再掲]

## 項目⑨ 複業化・合併等への支援

### 県の取組

#### 【経営の複業化（新分野進出等）への支援】

- ・ 経営指導コーディネーターによる新分野進出等の相談や各種制度の情報提供を行います。
- ・ 新分野進出等に取り組む建設企業の大きな課題である「販路と顧客の開拓」に対し、販売促進に関するイベント等を開催し新分野に進出する企業に対しフォローアップを実施します。
- ・ 建設業新分野進出等表彰を行い、新分野事業における先進的で優良な取組を表彰するとともに、広く周知を図り、他の建設企業による新分野進出等の取組を促します。
- ・ 県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において、新分野進出等表彰の実績を評価します。
- ・ 企業協同研究モデル事業により、新分野に進出するための共同研究に取り組む企業を支援します。
- ・ 建設業経営力強化支援事業により、新分野への進出に取り組む企業を支援します。

#### 【企業の事業承継への支援】

- ・ 経営指導コーディネーターによる事業承継に向けた相談や各種制度の情報提供を行います。
- ・ 商工会、商工会議所等の商工指導団体や、盛岡商工会議所が設置している「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」等による、中小企業の事業承継を円滑に進めるための相談対応や事業引受希望者とのマッチング等の取組により、建設企業の事業承継について支援します。

#### 【企業合併等への支援】

- ・ 県内の複数の建設企業が経営力の強化を図るため合併等を行う場合に、それに要する経費の一部を助成します。
- ・ 経営指導コーディネーターによる転業、撤退に向けた相談や各種制度の情報提供を行います。
- ・ 合併等の取組を、県営建設工事競争入札参加資格審査において評価します。
- ・ 企業再編を行う場合の建設業許可、経営事項審査や県営建設工事競争入札参加資格審査の手続きにおいて、事業の中断期間をできる限り短縮するよう審査の円滑化を図ります。

### 企業・団体に期待される取組

#### 【経営の複業化（新分野進出等）の検討、実施】

- ・ 経営支援センターの支援制度の活用などによる経営の複業化や新分野への進出

#### 【企業の事業承継の取組】

- ・ 必要に応じて、各種制度の活用による企業の事業承継の取組

#### 【企業の合併検討、実施】

- ・ 必要に応じて、各種制度の活用による企業合併等の取組

## 施策5 自然災害等への体制の確保



### 項目⑩ 自然災害等への対応

県の取組	
<p><b>【自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時協定等に基づく自然災害や鳥インフルエンザ等の危機管理対応を円滑に行うため、災害情報伝達訓練や防疫対応訓練等を実施するなど平時から業界団体との連携強化を図ります。</li> </ul> <p><b>【建設機械やオペレーター等の維持への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業が災害発生時に即応できる体制を確保していくため、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において、災害時協定に基づく道路啓開や応急工事のほか、鳥インフルエンザ等発生時の対応を評価します。</li> <li>新卒者の継続雇用を行った建設企業について、県営建設工事競争入札参加資格審査において評価します。</li> </ul>	
企業・団体に期待される取組	
<p><b>【自然災害や家畜伝染病等危機管理対応への体制確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害や鳥インフルエンザ等の発生時に、資機材や人材を有しながら機動的な対応ができるよう、平時から災害情報伝達訓練等の実施や企業間連携を図る</li> <li>地域の災害履歴や地形を熟知している建設企業の、自然災害や鳥インフルエンザ等の発生時に対応する災害時協定等への参画</li> </ul> <p><b>【建設機械やオペレーター等の維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開等の応急対応や復旧工事で必要となる建設機械やオペレーター等の維持</li> <li>災害発生時における迅速な対応に向け、事業の継続や復旧を図る事業継続計画（BCP）を策定</li> </ul>	

### 項目⑪ 地域社会の維持

県の取組	
<p><b>【地域の維持管理の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の地区で導入した地域維持型契約方式<sup>※14</sup>の運用を継続するとともに、その他の地区においても、地域の実情に合わせた導入に向けて促進します。</li> <li>地域の守り手である県内建設企業を対象に、維持・補修の技術向上を目的とした技術研修会等を開催します。</li> <li>地域の維持管理の体制確保のため、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において、道路の除排雪をはじめとした公共施設の維持修繕業務等の実績を評価します。[新規]</li> </ul>	
企業・団体に期待される取組	
<p><b>【地域の維持管理への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民のニーズに即した迅速かつ的確な維持管理を行うため、資機材の常備と維持管理技術を有する人材の保有</li> </ul>	

※14 地域維持型契約方式：地域の実情に応じ、複数の工種や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注する契約方式。

## 項目⑫ 地域貢献活動の推進

<b>県の取組</b>
<b>【地域貢献活動の評価】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域貢献活動の内容に応じ、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において評価します。[再掲]</li><li>・ 建設企業が災害発生時に即応できる体制を確保していくため、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において、災害時協定に基づく道路啓開や応急工事のほか、鳥インフルエンザ等発生時の対応を評価します。[再掲]</li><li>・ 災害時に即応できる建設機械やオペレーターを維持していることについて、県営建設工事競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において、評価方法を検討していきます。[再掲]</li></ul>
<b>企業・団体に期待される取組</b>
<b>【地域貢献活動の実施】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に根差した建設企業として、道路・河川等の清掃や、小中学生等への建設業に関する普及啓発等の地域貢献活動の実施</li><li>・ 地域の災害履歴や地形を熟知している建設企業による、自然災害や鳥インフルエンザ等の発生時における災害時協定等に基づく迅速かつ的確な対応</li></ul>

## 施策6 建設投資額の確保



### 項目⑬ 建設投資額の確保

<b>県の取組</b>
<p><b>【公共事業の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助事業の積極的な活用により、県の中期財政見通し（令和4年度～令和8年度）も踏まえ、必要な事業量を計画的に確保していきます。</li> <li>・ 国に対し、公共事業予算の安定的・持続的な確保や国直轄事業の整備推進について、市町村等と共に要望していきます。</li> </ul> <p><b>【計画的な更新等の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき策定した個別施設計画により、インフラ施設の更新や長寿命化を計画的に実施していきます。[新規]</li> </ul> <p><b>【民間建設投資に資する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間建設投資に資する取組として、産業振興を支える道路や港湾等の社会資本整備の推進、快適な住宅の普及やリノベーションまちづくりによる地域の活性化に取り組みます。</li> </ul>
<b>企業・団体に期待される取組</b>
<p><b>【事業の創出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間主導による開発や、耐震性・省エネ性能などを備えた良質な住宅の提供などによる持続的な民間投資につながる取組</li> </ul> <p><b>【インフラ施設の維持管理への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に基づき発注されるインフラ施設の更新・長寿命化の実施や、維持管理の時代に対応した技術・ノウハウの習得、次世代への伝承など持続的な維持管理を可能とする取組[新規]</li> </ul>

## (2) 取組の目標

本プランの適切な進行管理のため、施策別に達成度を示す指標を設定し、計画期間内（令和5年度～令和8年度）での達成を目指し、県、建設企業、建設業団体が一体となって取り組んでいきます。

6つの施策	13の項目	指標										
1 担い手の確保・育成	① 若者・女性等の入職促進・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内建設業の離職率（%）〔（一社）岩手県建設業協会会員の35歳未満の離職率〕</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.3</td> <td>9.7</td> <td>9.0</td> <td>8.3</td> <td>7.6</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	10.3	9.7	9.0	8.3	7.6
	現状値		R5	R6	R7	R8						
10.3	9.7	9.0	8.3	7.6								
② 建設業の魅力伝播・イメージアップ												
2 働き方改革の推進	③ 働きやすい現場環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営建設工事における週休2日工事の実施割合（%）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61.2</td> <td>88.0</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	61.2	88.0	100	100	100
	現状値		R5	R6	R7	R8						
61.2	88.0	100	100	100								
④ 現場の後方支援体制の整備												
3 生産性の向上	⑤ ICT活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営建設工事におけるICT活用工事の実施件数（件）〔累計〕</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73</td> <td>91</td> <td>183</td> <td>213</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	73	91	183	213	243
	現状値		R5	R6	R7	R8						
73	91	183	213	243								
⑥ 建設DXの推進												
4 経営力の強化	⑦ 本業の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業の自己資本比率（%）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44.3</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	44.3	45.0	45.0	45.0	45.0
	現状値		R5	R6	R7	R8						
	44.3		45.0	45.0	45.0	45.0						
⑧ 適切な受注環境の整備と関係法令への対応												
⑨ 複業化・合併等への支援												
5 自然災害等への体制の確保	⑩ 自然災害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持・補修の技術向上を目的とした技術研修会等の受講者数（人）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>159</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	159	160	160	160	160
	現状値		R5	R6	R7	R8						
	159		160	160	160	160						
⑪ 地域社会の維持												
⑫ 地域貢献活動の推進												
6 建設投資額の確保	⑬ 建設投資額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報伝達合同訓練等の実施回数（回）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は令和3年度の値	現状値	R5	R6	R7	R8	17	26	30	34	39
	現状値	R5	R6	R7	R8							
17	26	30	34	39								

（注）⑤ ICT活用の推進の指標を、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（政策推進プラン）の目標値見直しに伴い修正した（令和7年3月31日）。



### (3) プランの推進

毎年度実施する建設業団体との意見交換の場等において、取組の評価を行い、PDCAサイクルを機能させることにより、計画の実効性を高め、本プランの取組を着実に推進していきます。

また、プランの計画期間内であっても、社会経済情勢等の外部環境に大きな変化があった場合等は、必要に応じてプランの見直しを行うこととします。